

指定都市・中核市障がい福祉主管課長 様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

就労継続支援B型事業の利用に係る移行支援事業所でのアセスメント問合せ
事項等の情報提供について

障がい者福祉の推進につきまして、日頃から御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件については、厚生労働省から平成27年4月22日付け事務連絡「就労移行支援事業所のアセスメント実施マニュアル」により情報提供があったところですが、平成27年4月以降、標記に関連した質問が道まで寄せられたことから、今般、別添のとおり問合せ事項や他の体制づくり資料等について、関係機関の協力を得ながら、取りまとめたところです。

貴市におかれましては、管内の移行支援事業所、継続支援B型事業所、指定特定相談支援事業所へ周知いただくとともに、近隣に移行支援事業所が無いなどの事情からアセスメント体制が整備されていない地域がある場合は、関係する管内就労移行支援事業所などと連携しながら、アセスメントが可能な体制の整備に引き続き御協力いただくよう、お願い申し上げます。

なお、児童養護施設の例を除き、市町村が関係機関と連携しながら、就労移行支援事業所でのアセスメントを実施する地域体制づくりを進めることが原則とされております。

例外的な取扱いとされている障害者就業・生活支援センターでのアセスメント対応例につきましては、未だ厚生労働省からの示しが無い状況です。

道内の障害者就業・生活支援センターに対しては、国からのマニュアルに基づいて、就労移行支援事業所に対して国が求めるアセスメント内容の実施が可能なセンターにおかれては例外的な場合に限り、アセスメント対応いただいて構わない旨、周知をしていることを申し上げます。

記

【添付文書】

- (1) 障害福祉サービスの利用に係るアセスメント問い合わせ事項2
 - (2) 特別支援学校における進路指導の流れ
 - (3) 平成27年度 3学年進路決定までの流れ
 - (4) 石狩市における直B（就労継続B型事業所利用）対応
- ※ 添付文書のうち（2）～（4）はあくまでも一事例であり、国や道が進路指導や進路決定の流れ等として定めるものではありません。道内の特別支援学校及び石狩自立支援協議会就労部会の御協力を得て、アセスメント体制づくりの参考としてお示しする点に留意願います。

社会参加グループ

主査 堀内 内線 25-729